

市民派クラブの中西智子です。

2項目にわたり一般質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1項目目に、発達障害児者の子育て支援策について質問いたします。

1-①

1点目に子育ての現状と課題についてお聞きします。

改正発達障害者支援法において、発達障害者とは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害）がある者であって、発達障害及び「社会的障壁により」日常生活または社会生活に制限を受けるものと定義されています。

主な症状としては、言葉の発達の遅れによるコミュニケーションや対人関係・社会性の困難。パターン化した行動や興味・関心こだわりや偏りがある、あるいは言葉の発達の遅れはないが同様の症状を伴う。集中できない、じっとしてられない、考えるよりも先に動くというもの。「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手などがあり、なかには知的な遅れを伴うこともある、といわれています。

コロナ禍も加わり、子どものストレス増とともに、子育てにおける孤立や育児ストレスも深刻度を増していると思われます。

厚生労働省が過去に行った障害者対策総合研究事業報告においても、育児ストレスにより、とりわけ広範性発達障害児の親は、抑うつ状態となり、客観的な子どもの行動障害の程度に関わらず、母親の感じる育児負担感が増大する、といわれています。このような抑うつ状態が強いと、子どもへの批判的感情表出が強く

なるため、「家族のメンタルヘルスへの支援と心理教育は、児童への治療の観点からも重要である」とのことです。

また、同じく広範性発達障害児の親には、一般とくらべて睡眠障害が認められた、とのこと。育児の負担感が、抑うつと関連して睡眠障害が起こりうるということであり、充分留意しなければならないと考えます。

市はこのような子育ての負担感をどのように理解しておられるでしょうか。

また箕面市における発達障害児者の子育て等を行っている親の苦悩などをどのように理解し、把握されておられるのか、現状と課題についてお伺いします。

<答弁>

答弁者子ども未来創造局担当部長
(子育て担当)

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「発達障害児の親の子育ての負担感や苦悩の把握」についてですが、発達障害児の保護者における子育ての負担感は、その児童の障害の状況をはじめ、家庭環境や子育てを主体的に担う保護者の体調などにより様々です。例えば、困難な状況が複合的に生じていても、保護者がその状況を自ら行政等に発信したり、積極的に福祉サービスを活用することで負担感を軽減できている場合や、保護者自身に体調不良や睡眠障害等があることや、他者と関わりを持つこと自体に負担感を感じることで、周囲から孤立し育児の負担感が増大する場合があることなどを教育委員会の子育て部門に設置している「子育て世代包括支援センター」職員による聞き取りの中で把握しています。

次に、「相談の現状と課題」についてですが、小中学校生の発達障害児を育てる保護者の相談窓口としては、教育相談があります。教育相談員のうち、臨床発達心理士や公認心理師、臨床心理士などの資格を持つ2人を支援教育担当として配置し、面接相談や巡回相談を行っています。必要に応じて関係部局や、学校、医療機関など、関係機関と連携を取りながら、保護者に寄り添った支援に努めています。

また、保護者の体調不良や育児ストレスの増大等により、福祉サービスを利用

する発達障害児の養育が困難となる兆候や実態があることを把握した場合には、相談支援事業所等から市の障害福祉担当部局や「子育て世代包括支援センター」に相談が寄せられるので、その内容に応じて、市や教育委員会等の関係部局、子ども家庭センターや福祉サービス事業所等による情報共有や連携会議、サービス調整等を行い、当該保護者の負担感の原因となっている事象への適切な対応に努めています。

現在の課題としては、保護者からの発信がない場合であっても、保護者の普段と違う小さな変化や保護者が無意識に出しているSOSを見逃すことなく如何に着実にキャッチしていくかという点が挙げられます。

以上でございます。

現在の課題について、保護者からの発信がない場合や、保護者の小さな変化やSOSを見逃さないこと、とお答えいただきました。大事なことであり、今後しっかり対応できるよう、体制を作っていただきたいと思います。

また、小中学生の保護者に対しては、のちほどの質問とも重なりますので、その時に感想を述べさせていただきます。

改正発達障害者支援法では、「個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行うこと」や、「支援が切れ目なく行われる」（新）ことに関する国及び地方公共団体の責務が明らかにされ、「発達障害者の自立や社会参加のための生活全般にわたる支援を図るために「障害の有無によって分け隔てられること無くい、いわゆる「社会的障壁の除去」と、「相互に人格と個性を尊重し、つまり意思決定の支援に配慮」しながら共生社会を実現する、などが法の目的や理念に追加されています。法改正から、すでに5年経ったことを踏まえて、

2-②

次に、家族支援について、質問いたします。

2016年に施行された改正発達障害者支援法において、都道府県及び市町村

は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行なうことを務めるよう明記されました。

ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について国の補助がありますが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため2018年以降、「地域生活支援事業費等補助金」の対象自治体を市区町村まで拡大されました。

補助対象が国の「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」に示されています。

その5つの支援項目についてお伺いします。

1点目に、ペアレントメンター養成事業というのがあります。これは発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う、ペアレントメンターの養成に必要な研修を行うものですが、箕面市での実施状況あるいは、今後の取組み計画について教えてください。

また、国は法改正に先がけて、人材育成について、各自治体に対し、ニーズ調査を順次、実施しました。発達障害者地域支援マネージャー事業、これは地域自立支援協議会等を通じて、地域支援体制の機能強化を支援するものですが、この事業について、箕面市には2016年にニーズ調査が行われたようですが、市はどのように回答されたのでしょうか。また、その後5年を経た現在、当市での取組み状況についても教えてください。

<答弁>

「ペアレントメンター養成事業等の実施状況」について、ご答弁いたします。

まず、「ペアレントメンター養成事業」についてですが、本市では、児童発達支援事業所あいあい園等でペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施していることから、大阪府が実施するペアレントメンター養成事業の活用はしていません。

次に、「発達障害者地域支援マネージャー事業」についてですが、本事業は大阪

府の事業として、平成28年度から実施されており、「大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか」に配置された「地域支援マネジャー」が市町村に派遣され、市町村の自立支援協議会等と協働して人材育成や包括的な支援体制づくりへの助言等を行うものです。

本市では事業開始年度の平成28年12月に相談支援事業所が参加する箕面市自立支援協議会の相談支援部会において、発達障害の特性を理解するための研修を実施しました。

その後、本事業の活用は行っていませんが、この研修の実施以降も必要に応じて相談・助言等をいただくなど、大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさかとの連携を図っています。

以上でございます。

2016年のニーズ調査に対する回答について、お答えいただけませんでした。

今後、発達障害児は増加するといわれています。育児に悩む人が、発達障害児の育児経験のある人にペアレントメンターとして相談にのってもらえれば、そしてその後もつながっていくことができれば、子どもの成長に応じて困ったときにアドバイスや励ましを受けながら、希望をもって育児に向かうことができるのではないかと思います。

行政だけで何もかもできる時代ではなく、このような人材育成は今後も大切であると考えますので、関心をもって取り組んでいただきますよう、要望いたします。

2-②

2点目に、家族のスキル向上支援事業についてお伺いします。これは保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民に情報提供を行う。また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う、とうものです。これについても、実施状況と、今後の取り組み計画についてお伺いします。

<答弁>

「家族のスキル向上支援事業の実施状況」について、ご答弁いたします。

当該事業のうち、ペアレントプログラムについては、児童発達支援事業所あいあい園における保護者学習会として実施しており、平成30年度は49人、令和元年度は42人、令和2年度は10人、令和3年度は47人の参加がありました。

また、ペアレントトレーニングについては、本市では就学前児童の発達床談を主とし、早期療育に関わる相談窓口としての機能を持つ「発達相談「ゆう」」において、計5回を1クールとして年に1回実施しています。参加実績としては、平成30年度が5人、令和元年度が4人、令和2年度が5人、令和3年度が6人となっています。

今後は、第2期箕面市障害児福祉計画において、令和4年度、令和5年度にペアレントトレーニング各5人、ペアレントプログラム各50人の参加を見込んでいます。

以上でございます。

家族のスキル向上支援事業は、ペアレントプログラムの開催を地域住民に情報提供することや、プログラムを実施できる人を養成するという意義深いものです。

繰り返しになりますが、支援者の養成について取り組んでいただきますよう重ねて要望いたします。

2-③

3点目に、ピアサポート推進事業についてお伺いします。

発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士などが集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う、またピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組みを行うこと。また活動のファシリテーターとなる者の養成を行う、とあります。この支援策についても、実施の有無、状況と、今後の取組みについて、市のお考えをお聞かせください

<答弁>

「ピアサポート推進事業」について、ご答弁いたします。

現在、市地域活動支援センター「パオみのお」では、発達障害を含む精神障害者のセルフヘルプ・グループ活動として、利用者を中心としたサポート事業を独自に行っています。

発達障害の子などを持つ保護者や家族、当事者同士が集まった相談、情報交換を行う場については、「タやけの会」や「つばさの会」がありますが、他の自治体では発達障害者の家族会など当事者組織が結成されている例もあるため、今後、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

ただ今のご答弁では「ピアサポート推進事業」についても、今のところ取り組んでおられないことが分かりました。この事業の趣旨をご理解いただき、また現場の状況を把握していただいたうえで、取り組みをご検討いただきますようお願いいたします。

また家族会などの当事者組織の案内についても、よろしく願いいたします。

2-④

4点目に、発達障害者等青年期支援事業についてお聞きします。

この事業は、発達障害者等の青年期の居場所づくりを行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取り組みを行うこと。実施に当たっては、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う選任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数開催することが望ましい、とあります。この事業についても、今後の取り組みの有無について、市の検討状況をお尋ねします。

<答弁>

「発達障害者等青年期支援事業」について、ご答弁いたします。

本市では、18歳を過ぎた発達障害のあるかたから居場所等に関するご相談があった場合には、生活介護、自立訓練、就労系通所サービス事業所等の障害福祉サービスや地域活動支援センターなどの日中活動の場所をご案内しているため、本事業は活用していません。

一方で、障害福祉サービス等の利用が難しいかたもいるため、今後、青年期の発達障害者の方々の交流機会の場づくりなど、他市事例等の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

是非、他市の事例等の情報収集をよろしくお願いいたします。

2-⑤

5点目に、その他の本人・家族支援事業として、箕面市の独自の取組みについてお伺いします。発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)や、今述べた1点目から4点目以外の家族支援を実施する場合にも国の補助の対象になるようですが、箕面市として、今後検討されている事業について教えてください。特に過酷な環境下での子育てを余儀なくされている親への支援策としては、どのようなものがあるのか、お示しください。例えば、ひとり親で重度の広汎性発達障害児をワたった一人で育てるなか、親も心身のストレスを抱え、抑うつや睡眠障害、体調不良をきたしている場合には、具体的にどのような支援が行われると考えたらよいでしょうか。

<答弁>

「本市独自の取組み」について、ご答弁いたします。

まず、「本人・家族支援事業における本市独自の取組み」についてですが、発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニングについては、個々の利用者の状況に応じて、放課後等デイサービスなど障害児の通所サービスや、自立訓練、就労移行支援といった障害者の通所サービスの事業所にお

ける支援の中で、訓練等が実施されており、本市独自の新事業の実施は予定していません。

また、その他家族支援については、先ほどご答弁したとおり、他市の事例等の情報収集に努めていきます。

次に、「特に過酷な環境下で子育てを余儀なくされている親への支援策」についてですが、複数の困難な状況を抱えながら子育てされている保護者への支援策としては、各ご家庭だけで困難を抱えないよう、まず、保護者と児童のニーズ、心身の状態、子育ての環境、生活や支援の状況を丁寧にお聞きしたうえで、関係機関と連携しながら、妊娠期から 18 歳まで、それぞれの段階に応じ、また各ご家庭の状況を踏まえて、サービス導入を含めた総合的な支援を適時適切かつ継続的に行います。

例えば、「ひとり親世帯の保護者が、一人で重度の広汎性発達障害のあるお子さんの育児と家事を行い、保護者自身が心身のストレスを抱え、抑うつや睡眠障害、体調不良をきたしている場合の具体的支援」は、児童については、所属における支援の充実、児童福祉サービスや障害福祉サービスの導入、発達障害専門外来の受診などを図ること。また、保護者に対しては、医療受診や訪問看護、障害福祉サービスの利用を勧めることで、心身の負荷を減らすなどの支援が考えられますが、保護者の体調不良が継続し養育困難が認められる場合には、児童の一時保護が必要として、保護者に子ども家庭センターへの相談を勧めることもあります。

以上でございます。

2-⑥

支援の必要な子どもや家庭の SOS を待つのではなく（受け身の体制ではなく）、積極的なプッシュ型支援を届ける取組みが重要であると考えますが、いかがでしょうか。市の見解を求めます。

なお、そのための人員体制の確保が必要です。子育て家庭の多様なニーズに対応し、また孤立している親に寄り添った支援を行なうためには、教育・心理・福祉などのさまざまな分野の専門性の高い支援を継続的・安定的に提供できる体制

が必要です。合わせて、市の考えをお示しください。

<答弁>

「積極的なプッシュ型支援を届ける取組等」について、ご答弁いたします。

まず、「プッシュ型支援」についてですが、本市では、家庭環境から養育困難に陥らないよう保護者の養育を特に支援することが必要な子どもや家庭、また、その可能性がある子どもや家庭からの発信を待つのではなく、早期の段階で支援の必要性や SOS を把握し働きかける取組みを従前から行っています。

具体的には、妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し在宅支援を含め子育て期にわたり継続的に支援すること、子どもの所属における見守りを実施し子どもや親が無意識に出している SOS を把握し関係機関連携のもと必要な支援を行うこと、見守りのなかで児童虐待のリスクを把握したら迅速に対応すること、子ども成長見守りシステムによる支援の必要な子どもや家庭の把握と見守り支援を行うことなどです。

次に、「人員体制の確保等」についてですが、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を含む子ども関連施策を教育委員会内に一元的に配置し、保健・医療・福祉・教育・心理などの専門性の高い支援を子どもの成長に伴い継続かつ一体的に提供できる体制としております。なお、今後も全ての子育て家庭の多様なニーズや特に支援が必要な家庭のニーズに対応していく所存ですが、子育ての状況は日々刻々と変化するものであり、SOS を見逃さないよう引き続き継続的な取組みが必要であると考えています。

以上でございます。

2-⑦

最後に、家庭・教育・福祉連携推進事業について、質問いたします。

厚生労働省は、教育・福祉の連携を強化し、障がいのある子どもとその家族の地域生活の向上を図るために、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネージャー」を市町村に配置し、教育と福祉の連携を推進を提唱しています。教育委員会、福祉部局、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置と、障害福祉制度の

周知をはかるために、福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施が挙げられています。

また保護者支援の推進策として、相談窓口の整理や、分かりやすいハンドブック作成等があります。この過程・教育・福祉連携推進事業についての市の検討状況や見解等について教えてください。

<答弁>

「家庭・教育・福祉連携推進事業」について、ご答弁いたします。

本市においては、当該事業の活用実績はありませんが、「保護者支援の推進策」として、医療・保健・保育・教育・福祉の関係者や保護者が連携した「箕面市支援連携協議会」において「一人ひとりを大切にする」教育や「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに継承発展させてまいります。

また、学校園所・家庭・地域及び関係機関の密接な連携、幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した支援保育・支援教育の展開、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていく力の育成、ノーマライゼーションの実現に向けた推進体制の確立を目的として「箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブック」を作成し、保護者への分かりやすい説明等にも活用しています。

さらには、市ホームページに障害のある子どもが地域で生活するための情報として、子どもの発達に関する専門相談窓口「発達相談・ゆう」や子どもの発達を支援する「児童発達支援事業所あいあい園」を含む市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の情報を掲載しています。

また、妊娠届出時には「箕面市子育て応援ガイドブック」や、妊娠期から小学校入学までの約7年間に必要な子育て情報をまとめた冊子「箕面子育て応援ブック SMILE」を配布しています。

これらのガイドブックの中でも、発達相談や児童発達支援事業所等の情報を掲載しており、妊娠期を含めた子育て世代のかたに対して子どもの発達等に関して少しでも気になることがあればご相談していただくよう呼びかけています。

以上でございます。

「共に学び、ともに育つ」教育は是非、今後も推進していただきたいですが、ただいまの質問は、家庭・学校・福祉の連携により、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上策について、お尋ねしたものです。市社協との連携や、市教育委員会と福祉部局との合同研修も含めて、今後のご検討をよろしく願います。

極めて厳しい環境下で、重度の発達障害児をひとりで育てており、保護者自身も睡眠障害、抗うつ、体調不良が続くなか、レスパイトの観点からの支援を、ずっと市に求めておられる方がおられます。この方はもちろん見守り対象となっていますが、当事者から連絡するまで市からのアプローチや子育て面でのアドバイスなどは、ほとんど無い、と聞いています。ご本人が必要であると考えられるサービスが得られないことから、体調不良は続いたままです。助けを必死に求めても、市には寄り添ってはもらえないと、悲痛な訴えをきいております。私は、職員のみなさんは、それぞれ力を尽くしておられるが、人員体制や、庁内連携に課題があるのかもしれない、と考えていましたが、今のご答弁では、市の体制には何ら課題がないとのこと。しかし、今日の質疑を通して、重度の発達障害のある就学児童・生徒を育てる家庭への支援策が乏しいと感じるのは私だけでしょうか。市が目指している支援策と私や当事者が求める支援策に開きを感じる、というのが正直な感想です。

子育ては待ったなしです。今後も、この課題について、議論・提案してまいりますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

2項目目に防災施策の進捗について質問いたします。

毎日のように地震報道が流れており、いつやってくるか分からない大規模な災害に対する不安がある一方で、期限がないために、対策については、やや優先度が低くなってしまいう傾向があります。

これまでも議会では防災対策や支援策について議論されてきました。

そこで今回は、とりわけ災害弱者への支援に的を絞り、要支援者名簿とその活用他について、進捗を含めて質問いたします。

箕面市地域防災計画における避難行動要支援者名簿に掲載する対象は、高齢者の要介護認定基準に該当する方、生後6か月未満の乳幼児、身体障害者1級、知的障害者は療育手帳Aの交付を受けている方となっておりますが、箕面市の場合、精神障害者は、名簿記載の対象になっていません。

今後この名簿を活用して、個々の個別避難計画が策定されることになっていますが、まず、この名簿には記載されていないけれども、支援が必要な精神障害者については、どのように考えておられるのでしょうか。

総務省は、避難行動要支援者とはどのような人のことかについて、「情報の入手や発信が困難な人」、「理解や判断ができない人、時間がかかる人」や「移動などに介助が必要な人」、「避難所などでの生活に特段の配慮が必要な人」「慢性疾患のある人」なども挙げており、例えば外国人や妊婦もその対象となる、と説明しています。

現在の箕面市の（3種類ある）名簿登載の対象とはなっていないが、いざというときの支援が必要であると思われる人について、ご本人・またはご家族が支援を望んでおられる場合、市はどのようにお考えでしょうか。

<答弁>

答 弁 者 総務部長

「要支援者名簿とその活用方法」について、ご答弁いたします。

まず、「避難支援が必要な精神障害者の対応」についてですが、現在の避難行動要支援者名簿には精神障害者は登載されていませんが、これは、名簿の作成時に、健康福祉部、大阪府や関係する専門機関と協議を行った結果、この名簿については平常時から地域防災計画に定める関係機関に配布し活用することから、ご本人やご家族の心情への配慮も含め、総合的に判断した結果、登載を見送ったものです。

今般、災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が市町村の努力義務と

なったため、真に避難支援等が必要な精神障害者の対応については、改めて健康福祉部や関係機関と相談しながら、人権の配慮と併せて検討する必要があると考えています。

また、「名簿に登載されていないが、支援が必要であると思われる方の対応」についてですが、議員が例示された方々は、概ね現在の避難行動要支援者名簿に登載されている場合が多いのではないかと考えますが、それ以外で、例えば日本語のわからない外国人のかたに対しては、多言語による避難情報の発信、国際交流協会との連携や外国人防災アドバイザーの養成などにより対応していきたいと考えています。

また、避難行動要支援者名簿は「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するかた」の名簿と考えており、自力避難はできるけれど避難所生活に配慮が必要なかた、例えば慢性疾患のあるかたや妊婦さんなどの場合は、避難所での受付時にその旨を申し出ていただき、要配慮者スペースへ案内するなど、一般の避難者の協力を得ながら避難所でできる範囲で配慮に努めるようにしていきます。

平常時から地域の様々なかたが地区防災委員会の活動に参加し、顔の見える関係を築いていただくことにより、災害時に支援や配慮が必要なかたを地域で支える共助の力、ひいては地域防災力の向上につながると考えています。

以上でございます。

まず、精神障害者の方も支援者名簿の対象として検討していただく、とのことで、一步踏み込んだ体制を期待したいと思いますが、ただ今ご答弁をいただきましたように、これは人権対策が非常に重要だと思えます。

市もよくご存じのように、現在、精神障害者のグループホームをつくる、というだけで、つい先日もそういう問題が起きていることを知りましたが、市内の各地で地域の方から反対される、という事態になっています。精神障害者への偏見を払拭しない限り、当事者やご家族も安心してSOSを出せないでしょう。これまで、何度も市に求めてまいりましたが、人権を守る観点からの啓発と支援策は、セットであり、名簿登載の希望の有無を当事者及び家族に確認するだけでは、不

十分であることは言うまでもありません。

一朝一夕に進むものではないため、早期に検討に入っていただきますよう、あらためて要望いたします。

②次に、個別避難計画の作成についてお伺いします。

この計画作成について、6月議会では、防災担当部局と高齢福祉・障害福祉担当部局が連携して検討を始めたとのことでしたが、現在の進捗はいかがでしょうか。

この計画は、行政だけでなく、福祉専門職や社会福祉協議会、民生・児童委員と、地域住民、要支援者本人との協力で作成されます。しかし、そもそも災害時に要支援者全員を避難支援するのは難しいと思われます。大阪府は、特に災害リスクが高い地域に居住の、要支援者の個別支援計画作成を目標にしている、とのことですが、優先度を考慮する際には、災害リスクだけではなく、当事者の心身の状況、独居などの居住の実態、社会的孤立の状況などを十分に把握していただければと考えますが、いかがでしょうか。

個別避難計画の作成について、当事者を良く知っている福祉専門職、災害対策のノウハウを熟知している行政、実際に支援活動を担う地域住民らが加わることになると思いますが、日程調整などを含めて、どこがリーダーシップをとって進めていくのでしょうか。

また、計画は一人ひとりに応じたものが求められ、地域住民の理解が不可欠となります。たとえば地区防災委員会などへの研修はいつから行われるのでしょうか。

<答弁>

「個別避難計画作成の進捗状況」について、ご答弁いたします。

現在は、防災担当部局である総務部と福祉担当部局である健康福祉部が連携し、計画作成に係る諸課題の整理と、大阪府が市町村の計画作成支援のために開催する説明会や研修に参加したり、先進的な取り組みを行っている自治体の情報を収集し、諸課題を克服するためにどのように進めるのがよいか研究しているところ

です。

課題の一つである個別避難計画の作成の優先度については、内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、優先度を踏まえた個別避難計画の作成の流れの例が示されています。その中では、ハザードの状況に加え、避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住状態、社会的孤立の状況が明示されておりますので、本市としましても、優先度を考慮する場合においては、当該指針に基づき計画の作成を進めていきます。

また、当該指針において、「個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。」とのことから、市が主体的に進めるものです。

なお、「地区防災委員会への研修等」についてですが、現在、計画作成の進め方等について研究途上ですので、具体的にお示しできるものではありませんが、個別避難計画の作成と避難の実効性を高めるためには、地区防災委員会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民の皆様や地域防災活動をする団体の皆様のご理解とご協力は不可欠ですので、しかるべき時期に開催する必要があると考えています。

以上でございます。

冒頭で申し上げましたように、大規模災害はいつやってくるか分かりません。だからこそ、災害弱者の不安は人一倍強いと思います。市のリーダーシップが問われています。

庁内で研究されているとのことですが、研究体制の充実をはかり、速やかに計画作成と地域での研修や理解が進むようお願いいたします。

③次に業務継続計画策定等についてお伺いします。

国は、今年度からすべての介護福祉事業所、障害福祉サービス等事業所を対象に、経過措置を3年設けたうえで、業務継続計画（いわゆるBCP）の策定、研修・

訓練の実施を義務づけました。

効果的な研修・訓練を実施するためにも、BCPの策定が大事であると考えますが、市内の事業所の策定の進捗状況はいかがでしょうか。また市は策定に向けてどのように支援されているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「介護・障害サービス事業所における業務継続計画の策定及び市からの支援」について、ご答弁いたします。

業務継続計画の策定については、令和3年度の報酬改定における改正で取り組みが明確化され、令和6年3月末までは努力義務となっていることから、現時点では策定状況の調査等は行っておりません。

策定にあたっては、ひな形や作成方法が掲載されている厚生労働省のホームページの情報を市のホームページで提供しており、所管する全ての事業者に対する集団指導の機会において、当該内容を含む制度改正内容の周知を行い、個別に実地指導を行う際にも、事業所の策定状況の確認と必要な助言を行っており、現在、1箇所の事業所について確認しています。

以上でございます。

現在、1か所の事業所でBCP策定に着手されている、とのことですが、策定過程でさまざまな気づきがあるでしょうし、また策定したものを事業所スタッフ全員で共有し、効果的な訓練で実践力を高めていくことが重要であると考えます。

今後、他の事業所についても、先行事例の紹介などと合わせて、いざという時にしっかり対応できる事業所となるよう、支援をお願いいたします。

④次に、避難体制についてお伺いします。

災害はいつやってくるか、分かりません。災害弱者にとっては、まずは体制が整っていることが、安心につながります。

当市では福祉避難所を12カ所指定しているとのことですが、具体的に何処どこでしょうか。今回改訂されたガイドラインでは、福祉避難所も一般の避難所と同時期に開設すべきものとして、明記されました。

災害時の直接避難について、避難予定者と福祉避難所のマッチングはどのように進んでいるのでしょうか。災害備蓄等の検討についても、現在の進捗を教えてください。

重度の障害があり避難所に行けない人や、垂直避難についてですが、自宅で2階に上がることが困難な人への支援体制はどのようになるのでしょうか。近隣の支援者の方の助けを借りなければならないため、やはり個別避難計画の作成が急がれます。

以上、ご答弁を求めます。

高知県・黒潮町では、屋内避難訓練が行われているそうです。これは災害要配慮者の歩行能力に対する諦めの感情を克服するために設計されたと聞いています。

避難場所や避難方法、持ち出し品など、避難先での福祉サービスの継続なども考えておくことも大切ではないでしょうか。そういったことを想定した避難訓練を、日ごろから実践していくことについて、市のお考えをお伺いします。

<答弁>

「本市の福祉避難所の場所や避難予定者と福祉避難所のマッチング、災害時要配慮者の避難訓練」について、ご答弁いたします。

現在の福祉避難所は、内閣府作成の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定前に本市地域防災計画に二次的な避難所として位置づけられているもので、市立介護老人保健施設、介護老人保健施設ラ・アケソニア、介護老人保健施設箕面グリーンビィラ、特別養護老人ホーム白島荘、特別養護老人ホーム箕面の郷、特別養護老人ホーム紅葉の郷、特別養護老人ホームゆずの郷・養護老人ホームゆずの郷、市立光明の郷ケアセンター、市立障害者福祉センターささゆり園、市立ワークセンターささゆり、市立あかつき園、明光ワークスの12カ所を指定しています。

ガイドライン改定によって変更された福祉避難所への直接避難の仕組みや災害備蓄倉庫の設置、配備する災害備蓄品については、個別避難計画の作成と合わせて進めていくことになると考えています。その課題としましては、避難者の心

身の状況、必要な支援等と避難所の受入れ可能体制のマッチングを行い、それに
応じた必要な備蓄資材を検討していく必要があると考えており、現在のところ、
総務部と健康福祉部で諸課題の整理を行うなど連携して検討を始めているところ
です。

「災害時要配慮者の避難訓練」についてですが、高知県黒潮町の屋内避難訓練
につきましては、町内の要援護者リストの登載者を対象に、訓練者住宅の居間・
寝室から玄関や自宅前の主要道路に移動する訓練を実施されたもので、「日本一
短い」避難訓練として取り組まれており、大変参考になる部分もあります。

これら先進事例を参考に、個別避難計画の作成と合わせて、身体的な制約のあ
る要配慮者が平時から取り組める避難訓練の手法について研究し周知してまい
ります。

以上でございます。

福祉避難所への直接避難について、これまで度々提案してまいりましたが、市
の考えが変わらないため非常に困惑していました。このたび、ようやく実態に即
した避難体制に向かうことになるので、少し安堵しています。

ただ、これまで進まなかった、あるいは進められなかった要因があるわけなの
で、諸課題をクリアするためには、市もご苦勞があると思います。しかし、何度
も申し上げますが、大規模災害はいつやってくるか分かりませんし、最も犠牲に
なるのは、災害弱者です。是非とも重要課題と位置付けて、人的体制も十分考慮
いただきながら、災害弱者への支援策を、これは地域のまちづくりを含めて、速
やかに進めていただきますよう、お願いいたしまして、一般質問を終わります。
ありがとうございました。